

広報広聴課長 様

消防防災安全課長

審議会・検討会等の会議の公開又は非公開の決定について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

審議会・検討会等の名称	愛媛県メディカルコントロール協議会		
事務局（担当課）	県民環境部 防災局 消防防災安全課 消防係 （担当）稲垣 淳（内線）3441		
設 置 根 拠	☒ 法 律 ☐ 条 例 ☐ 要綱等 （名称）消防法第 35 条の 8 第 1 項		
設 置 年 月 日	平成 21 年 10 月 30 日		
審議、意見聴取等の内容	・実施基準（傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準）に関する協議 ・実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整		
公開・非公開決定日 （決定した会議開催日等）	令和 7 年 3 月 19 日		
公開・非公開の別 （決定の内容）	☒ 公 開 ☐ 全部公開 ☒ 部分公開 ☐ 非公開		
公開・非公開に 係る法令等の規定	☐ 有 ☒ 無 （名称）		
公開できない審議、意見聴取等の内容	非 公 開 と す る 具 体 的 理 由	非公開規定	
救急搬送困難事案及び救急電話 相談に関する協議	協議において、救急搬送や電話相談に係る個人に関する情報により、特定の個人を識別できるため。（愛媛県情報公開条例第 7 条第 2 項第 1 号に該当）	(1)－1	
摘 要	新たな決定		
		報 告 日	令和 7 年 3 月 24 日

注 1 会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。（会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告してください。）

2 「公開・非公開の別（決定の内容）」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議、意見聴取等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入してください。

3 「公開できない審議、意見聴取等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入してください。

また、「非公開規定」は、例えば、審議会・検討会等の会議の公開に関する指針の 4（公開基準）の(1)の情報公開条例第 7 条第 2 項第 1 号に該当する場合は、“(1)－1”と記入してください。

4 当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入してください。